

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる 社会保障施策に要する経費について

消費税率(国・地)は、平成26年4月1日に8%へ、令和元年10月1日には10%へ引き上げられました。これらの引き上げに伴う地方消費税交付金の増収分は、高齢者、障害者、児童の福祉など社会保障施策の経費に充てるとされています。

令和4年度旭市一般会計予算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

- ・(歳入) 引き上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分) 850,000千円
- ・(歳出) 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 11,017,253千円

※社会保障4経費とは、年金、医療及び介護の社会保障給付や少子化に対処するための施策に要する経費です。

【社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

区分	予算科目			令和4年度 予算額	財源内訳				
	款	項	目		特定財源			一般財源	うち、地方消費税交付金(社会保障財源化分)
					国・県支出金	地方債	その他		
社会福祉	3 民生費	1.社会福祉費	1.社会福祉総務費	106,993	28,777		6,199	72,017	9,282
			2.障害者福祉費	1,642,029	1,161,217		14,880	465,932	60,049
		2.老人福祉費	1.老人福祉総務費	86,573	3,244		6,610	76,719	9,888
			2.後期高齢者医療費	5,191	0		1,426	3,765	485
			3.生活支援費	26,267	0		18,806	7,461	962
			4.介護保険費	133	99		0	34	4
		3.児童福祉費	1.児童福祉総務費	976,745	502,904		55,522	418,319	53,913
			2.母子父子福祉費	272,078	95,917		0	176,161	22,704
			3.児童措置費	888,778	748,623		0	140,155	18,063
			4.児童福祉施設費	4,080	0		0	4,080	526
			5.障害児福祉費	193,220	131,967		8,203	53,050	6,837
		6.保育所費	1,244,934	425,547	7,800	156,590	654,997	84,416	
		4.生活保護費	2.扶助費	674,690	506,017		15,000	153,673	19,805
保健衛生	4 衛生費	1.保健衛生費	1.保健衛生総務費	2,390,054	175		9,350	2,380,529	306,803
			2.予防費	291,247	11,139		2,072	278,036	35,833
			3.母子保健費	81,452	10,549		2,107	68,796	8,866
社会保険	3 民生費	1.社会福祉費	4.国民健康保険費	504,404	307,099			197,305	25,429
		2.老人福祉費	2.後期高齢者医療費	809,255	131,851			677,404	87,304
			4.介護保険費	819,130	52,287			766,843	98,831
合 計				11,017,253	4,117,412	7,800	296,765	6,595,276	850,000

※人件費、事務費及び基金積立金等については除外しています。

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、事業に要する一般財源の比率に応じて充当しています。